

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第19号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第20号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第4 議案第21号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第5 議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第6 議案第23号 字の区域及び名称の変更について（厚生都市常任委員長報告）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

---

出席議員（10名）

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育課長	郷展子	会計室長	高崎健一
教育課一貫校推進室長	各務至		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小島伸也  
議会書記 石崎啓明

議会書記 高崎明美

---

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもこんにちは。

ただいまから令和5年第2回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 杉本真由美さん及び7番 安藤哲雄君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第19号から日程第6 議案第23号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第19号から日程第6、議案第23号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） それでは命によりまして、私ども総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る6月12日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果及び協議の結果を御報告申し上げます。

議案第19号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途について質疑があり、全額が住民税非課税世帯給付金事業に充当される旨の答弁がありました。

次に、企画費の事務支援業務委託料に関して質疑があり、マイナポイント関連の来客は多くて1日10人程度で、全くない日もあると、また相談内容もごく簡単なことから難しいことまで様々であり、所要時間もまちまちである旨の答弁がありました。また、特に高齢者の方にはマイナンバーカードの交付時にポイント付与に関する案内を徹底してほしいとの意見がありました。

次に、消防費の退職報償金について質疑があり、報償金の対象者は、副団長1名、副分団長1名、団員5名の計7名である旨の答弁がありました。また、団員不足にならないよう団員確保に努めてほしいとの意見がありました。

次に、教育費の教育・保育業務委託料について質疑があり、こども園の保育教諭を予定してい

た会計年度職員のほかに派遣により採用するための費用である。また、こども園の開園前後には開園準備のために特に正職員の負担が増えていたが、今は落ち着いている旨の答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） 厚生都市常任委員会委員長報告をします。

命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る6月12日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と協議の結果を御報告申し上げます。

議案第20号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第8条の2の安全計画や第15条第2項の衛生管理について、監査等の有無についての質疑があり、町の保育園については県の監査を受けている旨の答弁がありました。また、第14条の町会計について改正することとなった根拠についての質疑があり、民法の改正に伴うものであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

放課後等デイサービスについてはこの条例の対象であるかとの質疑があり、対象ではないとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出について、土木費の都市計画費において、馬道公園徒渉池撤去工事に関連して、宮東公園の徒渉池の今後について質疑があり、同様に廃止の方向で検討しており、次年度以降の予算化を協議していく旨の答弁がありました。

次に、議案第23号 字の区域及び名称の変更についてであります。

字の区域及び名称の変更案に係る経緯についての質疑があり、令和元年10月から高屋西部土地区画整理組合が自治会に意見を求めながら協議された旨の答弁がありました。また、案を協議する際に町の関与の有無について質疑があり、組合施行の区画整理であるため、組合から要請がない限りは関与が難しい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論では、大字の名称は歴史を表すものであり、変更案の名称に大字柱本の名称が反映されていないため再考を望み反対する旨の討論があり、採決の結果、可否同数であったため、委員長裁決により否決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第19号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第23号 字の区域及び名称の変更についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

安藤議員。

○9番（安藤浩孝君） それでは私、反対討論をいたしたいと思います。

理由は委員会で述べたとおりであります。よって、議案第23号 字の区域及び名称の変更については反対をいたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） お座りください。

起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 議長の命によりまして、閉会の御挨拶を申し上げたいと思います。

今定例会に提案をさせていただきました全議案に対しましては、それぞれ慎重審議の上、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。

議決いただきました内容をもって、町政を前に進めるべく迅速に執行してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

さて、厚生労働省が6月6日に公表した4月の勤労統計調査によりますと、給与総額は1%の増ということで16か月連続でプラスとなっておりますが、季節調整済みの名目賃金を見ますと、前月比1.0%の減少ということで既に減少に転じているということでもあります。また、物価の変動を加味した実質賃金においても、前年同月比3.0%の減ということで13か月連続してマイナスということになっております。

このように歴然として、物価の上昇に賃金が追いつかない状況が依然として続いております。町といたしましては、こうした背景を踏まえて、今回のエネルギー等の価格高騰による地方創生臨時交付金の使途を金券の配付にしたいと現在考えているところであります。金額や配付の方法などを精査しているところでありますが、大体金額にして5,000万円ほどになりますが、町民の生活支援金として取扱いしていきたいと考えておるところであります。

また、加えてになりますけれども、子育て応援事業として、前期課程から後期課程に進級する際の通学かばんを今年度の5年生と6年生に無償配付したいと考えております。なお、この事業につきましては来年度以降も制度化して、新入学時のランバッグ支給事業と同様に、町単独事業として、新5年生に支給を継続していきたいと考えているところであります。

いずれも次回の定例会までに具現化して補正をお願いすることになります。ぜひ御理解がいただけますようよろしくお願いを申し上げます。

梅雨どきは体調管理が難しい時期であります。特に今週末は梅雨の谷間の真夏日という予報が出ており、大変暑い日となるようであります。くれぐれも健康に御留意をいただき、ますます御活躍されますことを祈念し、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（鈴木浩之君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和5年第2回北方町議会定例会を閉会します。長時間にわたり大変御苦労さまでした。

閉会 午後1時43分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年6月14日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄